

競争参加者の資格に関する公示

農林水産省地方農政局の競争契約の参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

なお、平成23年度及び24年度の資格を既に付与された者については、本公示に基づく資格審査を改めて受ける必要はありません。

平成23年12月22日

東北農政局長 佐藤 憲雄

関東農政局長 宮坂 亘

北陸農政局長 高嶺 彰

東海農政局長 森 多可志

近畿農政局長 小栗 邦夫

中国四国農政局長 國弘 実

九州農政局長 吉村 馨

◎調達機関番号 018 ◎所在地番号 04、11、
17、23、26、33、43

1 契約の種類及び業種の区分

[掲載順序 契約の種類：業種の区分]

- (1) 建設工事契約：土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、鋼構造物工事、ほ装工事、塗装工事、機械器具設置工事、電気通信工事、さく井工事、その他工事
- (2) 測量・建設コンサルタント等契約：測量、土地家屋調査、建設コンサルタント、建築士事務所、計量証明、地質調査、補償コンサルタント、その他

2 申請の時期

申請時期は、定期受付期間終了（平成23年1月31日）後、随時で受け付けを行っているが、平成24年度当初からの資格付与を希望する者は以下の期間に申請書を持参又は郵送すること。

- (1) 持参する場合 平成24年1月23日から平成24年2月24日までの間（受付時間は土曜日、日曜日及び祝日を除く10：00～16：00（12：00～13：00は除く。）とする。）に申請すること。
- (2) 郵送の場合 平成24年1月23日から平成24年2月24日（当日消印有効）までの間に郵送すること。

3 申請の方法

- (1) 申請書の入手方法 地方農政局所定の「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）」又は「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）」（以下「申請書」という。）は、次のホームページアドレスにアクセスし、ダウンロードして入手することができる。

（インターネット申請手引きダウンロード）

<http://nnppi.nn-net.go.jp/guide.html>

- (2) 申請書の提出方法 持参又は郵送により申請書を提出する場合は、申請書に次に掲げる書類を添付し、本社（店）が所在する区域の提出場所（別記の「申請書の提出場所」参照）に持参又は郵送により提出する。（ただし、記載内容に訂正又は疑義が生じた場合は、再提出や説明を求めることがある。）

① 建設工事契約

ア 営業所一覧表

イ 業態調書

- ウ 共同企業体等調書（經常共同企業体）
 - エ 納税証明書の写し（国税通則法施行規則別紙第9号書式その3又はその3の2若しくはその3の3の写し）
 - オ 総合評定値通知書の写し
 - カ 共同企業体協定書の写し（經常共同企業体）（任意様式）
 - キ 申請者が合併新設会社又は合併存続会社等で合併後5年未満の場合には当該事実を証明する書類
 - ク 行政書士等による代理申請による場合には委任状
- ② 測量・建設コンサルタント等契約
- ア 技術者経歴書
 - イ 営業所一覧表
 - ウ 登記事項証明書（法人の場合）又はその写し
 - エ 登録証明書等（営業に関し、法律上必要とする登録の証明書又はこれの写し）
 - オ 財務諸表類

カ 納税証明書の写し（国税通則法施行規則別紙第9号書式その3又はその3の2若しくはその3の3の写し）

キ 行政書士等による代理申請による場合には委任状

(3) 申請書等の作成に用いる言語

① 申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。なお、外国語で記載のその他の書類は、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

② 添付書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載すること。

4 競争に参加することができない者

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条に該当する者。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 申請書及び審査に必要な書類に、故意に虚偽の事実を記載した者
- (3) 数人の建設業者が共同して工事を施工する協定により結成した企業体であって、上記4(1)及び4(2)に該当する構成員を含む者
- (4) 次の各号の一に該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過していない者（これを代理人、支配人、その他の使用人として使用する者を含む。）
 - ① 契約の履行に当たり故意に工事等を粗雑にし、又は品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者
 - ③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ④ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - ⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかつ

た者

- (5) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による許可及び同法第27条の23第2項に規定する経営事項審査を受けていない者
- (6) 経営事項審査において、総合評定値通知書を受けていない者

5 競争参加の資格及びその審査

(1) 建設工事契約

上記4の競争に参加することができない者以外の者の資格審査については、以下の総合数値をもって行う。

① 総合数値の算定方法

- ア 経営に関する客観的事項の審査数値・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ A
- イ 専門技術者に関する審査数値・・・ B
- ウ 工事成績の審査数値・・・・・・・・ C

審査結果の総合数値算定方式

$$A + B + C$$

② 各事項の付与数値 [表のため略]

③ 共同企業体（数人の建設業者が共同して

工事を施工するため、協定により結成した企業体)の総合数値の算定方法は、次に掲げる数値を②の各事項の付与数値にあてはめるものとする。

ア 経営に関する客観的事項の付与数値

a 許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均完成工事高は、各構成員の種類別年間平均完成工事高の合計額

また、許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均元請完成工事高は、各構成員の種類別年間平均完成工事高の合計額

b 自己資本額及び利益額は、各構成員のそれぞれの合計値

c 経営状況の数値は、構成員の算出平均値

d 技術職員の数、各構成員の合計値

e その他の審査項目(社会性等)は、構成員の算出平均値

イ 専門技術者に関する付与数値は、各構
成員の職員の合計値

ウ 工事成績の付与数値は、構成員の算出
平均値

(2) 測量・建設コンサルタント等契約

上記4の競争に参加することができない
者以外の者の資格審査については、以下の総
合数値をもって行う。

① 総合数値の算定方法

ア 年間平均測量等実績高の審査数値・A

イ 自己資本額の審査数値・・・・・・・・B

ウ 流動比率及び営業年数の審査数値の合
計値・・・・・・・・・・・・・・・・C

エ 専門技術者に関する審査数値・・・・D

オ 施行成績の審査数値・・・・・・・・E

審査結果の総合数値算定方式

$$A + B + C + D + E$$

② 各事項の付与数値 [表のため略]

6 資格審査結果の通知

資格審査の結果は文書にて通知（郵送）する。

7 資格の有効期間及び更新手続

- (1) 競争参加資格の有効期間 平成24年4月1日から平成25年3月31日までとする。なお、随時受付に申請した場合は、資格を付与されたときから平成25年3月31日までとする。
- (2) 有効期間の更新手続 上記7の(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成24年10月以降に平成25・26年度に係る競争参加者の資格に関する公示を予定しているので、当該公示に基づき申請書類を提出すること。

8 競争参加資格を有する者の名簿の閲覧場所

別記の「申請書の提出場所」に同じ。

9 その他

- (1) 特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格
特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格を得ようとする者の申請方法等については、特定建設工事共同企業体により競争を行わせる工事ごとに別に公示する。
- (2) 会社更生法に基づく更生手続開始の決定、

又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者の取り扱い

今回の申請時において会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続申請中の者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続申請中の者は、手続開始の決定を受けた者（以下「更生手続等開始決定者」という。）となった後に、一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。

また、平成23・24年度一般競争（指名競争）参加資格の有資格者として確認を受けた後に更生手続等開始決定者となった者は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。

なお、更生手続等開始決定者であって、再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行わないときは、一般競争（指名競争）において競争参加資格が取り消される場合がある。

(3) 合併等により新たに設立された会社等の取り扱い

合併等により新たに設立された会社等とは、次の①から⑤までに掲げる会社等をいい、合併等後の経営事項審査を受けている者は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。

- ① 合併等により新たに会社が設立された場合における新設会社又は合併により、その一方が存続した場合における存続会社
- ② 親会社がその営業（建設業）の一部を独立させるため新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該営業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における子会社
- ③ 新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、

又は休止された場合における新設会社

- ④ 既存の建設業者が他の建設業者から営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した建設業者の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた建設業者
- ⑤ 営業（建設業）の全部又は一部を他の会社に承継させるために会社分割を行った会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を承継した会社

別記 申請書の提出場所

- (1) 東北農政局整備部設計課経理係

〒980-0014 仙台市青葉区本町3-3-1

電話022-263-1111 内線4150

- (2) 関東農政局整備部設計課経理係

〒330-9722 さいたま市中央区新都心2-1

電話048-740-0535

- (3) 北陸農政局整備部設計課経理係

〒920-8566 金沢市広坂2-2-60 電話076
-263-2161 内線3522

(4) 東海農政局整備部設計課経理係

〒460-8516 名古屋市中区三の丸1-2-2
電話052-201-7271 内線2614

(5) 近畿農政局整備部設計課経理係

〒602-8054 京都市上京区西洞院通り下長者
町下ル丁子風呂町 電話075-451-9161 内
線2516

(6) 中国四国農政局整備部設計課経理係

〒700-8532 岡山市北区下石井1-4-1
電話 086-224-4511 内線2620

(7) 九州農政局整備部設計課経理係

〒860-8527 熊本市春日2-10-1 電話096
-211-9111 内線4719

※ 地方受付

上記の申請書の提出場所の定めに関わらず、
各地方農政局管内事業（務）所（地域センター
を除く。）において持参による申請に限り、受付
を行う。

なお、受付の期間は平成24年1月23日から平成24年2月17日までの間（受付時間は上記2の(1)に同じ。）とする。

注 詳細は次の政府調達相談窓口において閲覧することができる。

(1) 東北農政局総務部会計課契約係

〒980-0014 仙台市青葉区本町3-3-1

電話022-263-1111 内線4032

(2) 関東農政局総務部会計課契約係

〒330-9722 さいたま市中央区新都心2-1

電話048-740-0328

(3) 北陸農政局総務部会計課契約係

〒920-8566 金沢市広坂2-2-60 電話076

-263-2161 内線3147

(4) 東海農政局総務部会計課契約係

〒460-8516 名古屋市中区三の丸1-2-2

電話052-201-7271 内線2240

(5) 近畿農政局総務部会計課契約係

〒602-8054 京都市上京区西洞院通り下長者

町下ル丁子風呂町 電話075-451-9161 内

線 2047

(6) 中国四国農政局総務部会計課契約係

〒700-8532 岡山市北区下石井 1-4-1

電話 086-224-4511 内線 2253

(7) 九州農政局総務部会計課契約係

〒860-8527 熊本市春日 2-10-1 電話 096

-211-9111 内線 4080